

平成18年(行ウ)第185号、平成19年(行ウ)第90号・第224号
自己申告票提出義務不存在確認等請求事件

原告 外93名

被告 大阪府

訴えの一部変更申立書

大阪地方裁判所 第7民事部合議2C係 御中

2008年(平成20年)1月28日

原告ら訴訟代理人 弁護士 冠 木 克 彦

同 弁護士 武 村 二三夫

同 弁護士 中 島 光 孝

記

上記各原告の請求の趣旨第2項について、2007年度における期末勤勉手当がすでに減額されているため、その経過分について当然請求しうると考えられる未払勤勉手当額に訴えを変更し、加えて、原告らの精神的苦痛を慰藉するための慰謝料請求権を追加して訴えを一部変更する。したがって、請求の趣旨第2項を2008年度以降に変更し、経過分と慰謝料分について請求の趣旨第3項を追加する。

第1. 変更された請求の趣旨第2項と追加された請求の趣旨第3項

< 請求の趣旨第2項 >

原告らは被告に対し、2008年度以降の勤勉手当額について自己申告票を提出しないことを不利益に評価されず、「勤勉手当の成績率の取扱いに関する要領」(平成19年5月28日教委職企第1199号)第5条1項二号及び3項の適用を受けない地位を有すること、及び、昇給について自己申告票を提出しないことを不利益に評価されず「府立の高等専門学校、高等学校等の職員及び府費負担教職員に係る勤務成績に応じた昇級の取扱いに関する要領」(平成18年6月12日教委職企第1243号)第5条1項二号及び3項の適用を受けない地位を有することを確認する。

< 請求の趣旨第3項 >

被告は各原告に対し、別紙「各原告の請求額明細表」合計欄記載の各金員と、同金員に対する本申立書送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2. 変更された請求の原因

1. 原告らは、本件システムに基づく自己申告票を提出していない。本件システムによる不提出者に対する給与反映は勤勉手当分については「勤勉手当の成績率の取扱いに関する要領」(平成19年5月28日教委職企第1199号)第5条1項二号及び3項により成績率を定めているが、5段階評価におけるC評価相当(平成19年度分)であり、標準的成績をB評価としているから、原告らに現実に支給された勤勉手当額は、自己申告票を提出しないことを理由として標準的成績すらも下回ったC評価の手当に減額されている。
2. 本件システムの給与反映において自己申告票を提出しないことにより昇給の関係ではD評価として昇給しないこととしていること、及び、勤勉手当の関係では初回不提出者に100分の66(C評価相当)次回以降100分の61(D評価相当)としていることについて、給与体系の中に制裁規定を定めているのと同様であり、憲法31条に違反し、かつ、この制度は地方公務員

法第40条、同法第24条3項及び国家公務員における勤務成績の評定及びその結果に応じた措置を定めた人事院規則、さらには地方公務員法第13条の平等原則に違反する制度であり、本件システムにおける給与反映は少なくともこの部分について一部無効である。

3. しかしながら、原告らは、この一部無効である手続により、C評価相当としての勤勉手当の支給を受けているが、原告らは、真面目に勤務しており、最低限標準たるB評価同等以上の勤勉手当が支給されるべきである。

各原告らに本来支給されるべき勤勉手当額と現実に支給された額との差額を未払勤勉手当分として請求するが、その算出方法は以下のとおりである。

各原告の6月、12月の期末・勤勉手当支給明細書に記載されている「勤勉手当算出基礎額」を1ヶ月分として本件システムによるB評価（標準）で0.71月分、C評価で0.66月分とされており、B評価とC評価の差額は0.05月分である。原告らはこれまで2007年（平成19）6月と12月の2回支給されているので、差額は0.1月分（10%）となる。

したがって、各原告の期末・勤勉手当支給明細書（甲第24号証の1乃至94）に記載されている「勤勉手当算出基礎額」の10%（小数点以下切捨て）を本来支給されるべき未払勤勉手当額として計上した。

4. 次に、原告らは慰謝料請求権を有している。

本件評価育成システムが教育に対する不当な支配を強め、憲法や教育基本法に違反し、原告ら教職員の教育に対する専門家としての一定の自由な権限を制約し、生徒達の教育を受ける権利を侵害する違法な制度であることを原告らは主張してきたが、被告はにもかかわらず自己申告票の提出を義務と主張してその提出を強要し、提出しない場合には教育活動に対する圧迫や、本件システムによる昇給停止、勤勉手当減額という一生にわたる不利益を加えようとしている。すでに述べたように、自己申告票を提出させる規定並びに不提出による昇給停止・勤勉手当減額規定は、その部分について無効であるところ、これらを

強行実施される不法行為により原告らは日々精神的苦痛を受けているが、これらの苦痛を慰藉するためには少なくとも各金100,000円の慰謝料が支払われるべきである。

よって、一部変更された請求の趣旨記載の金員の支払を求める。